

公益財団法人長崎松下財団
2026 年度（後期） 活動助成事業 募集要項

1 助成の目的	地域における文化・芸術・スポーツ分野で活動する個人または団体 への助成を実施することで、地域住民の主体的・創造的な文化・芸術・スポーツに関する活動を支援、奨励する。
2 助成対象テーマ	文化・芸術・スポーツに関する活動
3 助成対象活動の要件	下記の条件をいずれも満たす活動とする。 （１）長崎県内を活動の基盤としていること （２）文化・芸術・スポーツに関する活動であること
4 応募者の要件	当該助成事業への応募者は、助成対象活動の要件を満たす活動主体で ある個人または団体の代表者とする。
5 助成金額及び助成件数	（１）助成金額 助成１件当たり 5-30 万円 （２）助成件数 年間（前期・後期合わせて）10 件程度
6 助成金の使途	活動に係る諸経費とする。但し、助成対象活動に関わらない団体運営 の費用や要員の人件費などは対象外とする。
7 助成金支給時期	2027年4月下旬予定
8 応募方法	当財団のホームページ（ https://n-mf.or.jp/wpsys/project/ ） から 申請書を取得し、必要事項を記入のうえ当財団の事務局あて郵便 また は電子メールで応募する。
9 応募期間	2026 年 9月 1 日から 2027 年 2月 28日まで
10 選考方法	選考委員会が、当財団の「助成事業実施基準」に基づき総合的な判断を踏まえて助成対象活動を選考し、理事会が選考委員会の選考結果に基づき助成対象活動を決定する。
11 採否の通知	当財団のホームページで選考結果を公表するとともに、応募者に対して採否を郵送または電子メールにて報告する。
12 助成金の交付	助成金は申請者の指定する銀行口座等に振り込む。
13 受給者の義務	● 助成金の交付が決定した申請者は、ただちに所定の助成受諾書を当財団に提出する ● 助成金の交付を受けた申請者は、ただちに所定の助成金受領書を当財団に提出する ● 活動終了後 90 日以内に、その実施結果を以下の書面で当財団へ報告する。 ・ 活動結果報告書 ・ 助成金使用実績報告書

1 4 その他	(1) 申請書に記載された個人情報、助成に関し、選考委員会並びに各選考委員へ提供し、この選考結果の連絡及び公表等のために利用することがある。但し、利用は目的の達成に必要な範囲で行う。 (2) 申請書等提出された書面は採否に関らず一切返却しない。 (3) 当財団は、助成金の受給者の活動報告を、印刷物及び電子データ、当財団のホームページ、その他の方法で公表することができる。また、公益に資すると思われる公共のデータベースサービスに登録することもできる。 (4) 虚偽の申請や報告を行った場合、あるいは、受給した助成金によって実施された活動に関して不正行為があった場合には、助成金の返金を求めることがある。 (5) 申請書提出後、当財団事務局から内容について問い合わせを行う場合がある。選考経過と結果に関する個別のお問い合わせについては応じない。
1 5 照会先	公益財団法人長崎松下財団 〒853-0041 長崎県五島市籠淵町 2064 番地 11 TEL: 080-8856-8182 E-mail info@n-mf.or.jp